

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年12月7日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300237号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300063号

## 第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月  
② 平成20年12月  
③ 平成21年8月  
④ 平成21年12月  
⑤ 平成22年8月  
⑥ 平成22年12月  
⑦ 平成23年8月  
⑧ 平成23年12月  
⑨ 平成24年8月  
⑩ 平成24年12月  
⑪ 平成25年8月  
⑫ 平成25年12月

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る賞与記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の預金通帳を提出するので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑫までについて、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された取引明細表及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑫までの賞与支払年月日については、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された取引明細表により別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑫までの標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された取引明細表及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答及び陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法により訂正する標準賞与額	
①	平成20年8月	平成20年8月8日	50,000円	50,000円	50,000円
②	平成20年12月	平成20年12月17日	210,000円	215,000円	210,000円
③	平成21年8月	平成21年8月10日	204,000円	196,000円	196,000円
④	平成21年12月	平成21年12月17日	207,000円	196,000円	196,000円
⑤	平成22年8月	平成22年8月10日	255,000円	260,000円	255,000円
⑥	平成22年12月	平成22年12月16日	287,000円	274,000円	274,000円
⑦	平成23年8月	平成23年8月10日	239,000円	240,000円	239,000円
⑧	平成23年12月	平成23年12月16日	239,000円	235,000円	235,000円
⑨	平成24年8月	平成24年8月10日	235,000円	240,000円	235,000円
⑩	平成24年12月	平成24年12月17日	235,000円	240,000円	235,000円
⑪	平成25年8月	平成25年8月12日	223,000円	223,000円	223,000円
⑫	平成25年12月	平成25年12月16日	220,000円	220,000円	220,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300298号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300064号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②から④までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間②から④までの賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年12月  
③ 平成21年8月  
④ 平成21年12月  
⑤ 平成22年8月  
⑥ 平成22年12月  
⑦ 平成23年8月  
⑧ 平成23年12月  
⑨ 平成24年8月  
⑩ 平成24年12月  
⑪ 平成26年12月

年金記録を確認したところ、請求期間①から⑩までの標準賞与額の記録がなかったが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑩までの賞与支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに金融機関から提出された同僚に係る月中取引一覧表から別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、各請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳により確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答及び陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②から④までについて、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されていたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間②から④までの賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与支給額 に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法により 訂正する標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文により 訂正する標準賞与額	
①	平成19年12月	平成19年12月17日	200,000円	200,000円	200,000円	
②	平成20年12月	平成20年12月17日	200,000円	196,000円	196,000円	200,000円
③	平成21年8月	平成21年8月10日	200,000円	196,000円	196,000円	200,000円
④	平成21年12月	平成21年12月8日	225,000円	220,000円	220,000円	225,000円
⑤	平成22年8月	平成22年8月10日	230,000円	240,000円	230,000円	
⑥	平成22年12月	平成22年12月16日	230,000円	235,000円	230,000円	
⑦	平成23年8月	平成23年8月10日	230,000円	240,000円	230,000円	
⑧	平成23年12月	平成23年12月16日	230,000円	235,000円	230,000円	
⑨	平成24年8月	平成24年8月10日	230,000円	240,000円	230,000円	
⑩	平成24年12月	平成24年12月17日	230,000円	240,000円	230,000円	
⑪	平成26年12月	平成26年12月16日	230,000円	230,000円	230,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300296号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300025号

## 第1 結論

平成元年9月から平成3年11月までの請求期間及び平成4年1月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年9月から平成3年11月まで  
② 平成4年1月から同年12月まで

請求期間①及び②について、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の未納期間と記録されているが、昭和59年度の未納分がずっと気がかりになっており、他の期間についてはとても気をつけて納付をしていた。手元には、昭和59年度の未納付の納付書しか残っておらず、請求期間①及び②に係る督促状もきていない。請求期間①及び②当時、自宅でワープロオペレーターの仕事をしており、保険料を払えない状況ではなく、郵送で送られてきた納付書で金融機関等(A郵便局、B銀行C支店及び同行D支店)の窓口において、毎月ではなく一括かあるいは何ヶ月分かまとめて保険料を納付していた。結婚時に確定申告書等の関連資料は処分しており提出できないが、なぜ未納期間となっているのか、支払った保険料はどこにいったのか不思議でならない。調査の上、請求期間①及び②について、保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成元年9月9日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、雇用保険の離職票を持って、E市役所F支所の窓口において国民年金の加入手続をし、郵送で送られてきた納付書で金融機関等の窓口において、請求期間①及び②に係る保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間②後の平成5年1月から同年9月までの期間については、保険料を納付した期間と記録されていることが確認できるところ、オンライン記録及びE市国民年金担当課の回答により、平成元年9月9日(請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日)の国民年金被保険者資格の取得に係る処理は、平成5年1月8日付けで遡ってなされていることから、当該資格取得の処理が行われた平成5年1月時点において、請求者は、平成元年9月から平成4年12月までの長期間にわたり国民年金に未加入であった上、当



該時点において、請求期間のうち一部期間に係る保険料を納付することは可能であるが、請求者は、遡って保険料を納付したことはない旨陳述している。

なお、オンライン記録により、請求期間①及び②の間の平成3年12月分の保険料は納付した期間と記録されていることが確認できるところ、当該納付記録は、請求者の被保険者資格が平成5年10月に国民年金第1号被保険者から同第3号被保険者に変更（平成6年1月5日処理）されたことにより保険料の過誤納（平成5年10月分）が発生し、当該保険料が平成3年12月分に充当されていることから生じた記録であることが確認できる。

また、E市国民年金担当課は、B銀行C支店及び同行D支店については、昭和39年4月1日からE市の指定金融機関となっており請求期間①及び②の保険料は納付可能であるが、郵便局については、平成16年4月1日から収納代理金融機関となったため、当該請求期間においては納付不可である旨回答しているところ、B銀行C支店及び同行D支店は、金融機関が保管する保険料の納付書に係る領収控について、保存期間を経過しているため、保管していないとしている。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に係る年金手帳の国民年金記号番号「\*」（現在の基礎年金番号）とは別の国民年金記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、E市市民税担当課は、請求期間①及び②に係る課税資料について、保存期間7年を経過しているため、資料の提供はできないと回答しているほか、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していたものと認めることはできない。